環境審議会自然環境部会(10月23日諮問)の委員意見 委員意見 対応方向 ○トドハンターは活用ではなく育成 トドハンターがたくさんいるように聞こえるのですが、いないのです。管理計画を作るのだったら、まずやらなければい けないのは、トドハンターとアザラシハンターを育成することです。僕が勘違いしたような感じにとられたのは、トドハン ターを活用するととられて、指定管理鳥獣を使うのかと思ってしまったわけで、そうではないのですね。それならば、ここ の文言は活用ではなくて育成だと思うのです。 国や道の事業など現在の枠組みの中でトド採捕従事者を「育成」し、それらをアザラシ捕獲にも「活用」することを考えて います。 ~海上での揺れの中での難しい射撃となる海上作業に慣れたトド採捕従事者をアザラシ捕獲に従事するものであり、平成 24年度は29人のアザラシ捕獲従事者のうちトド採捕従事者は28人(トド採捕従事者総数は138人) 国や道では、トド採捕従事者の育成事業を実施 アザラシを最も多く捕獲している漁協では、トド採捕従事者18人のうち、アザラシ捕獲に従事できる者は7人であるこ とから、トド採捕従事者であればアザラシ捕獲に従事できるように取扱を改正してほしい旨の強い要望 ○環境教育への取組 アザラシは、漁業に被害を与えている一方で、観光資源にもなっています。また、地域の資源としてアザラシを学校教育に も取り入れている町もありますので、市町村や教育委員会と連携した取組を進めていきます。計画では、9.5「社会的事項」 において市町村や教育委員会などへのヒアリングを行うこととしています。 環境教育というお話が少しありましたけれども、教育面のフォローアップみたいなところも一緒にやっておいたほうがい いような気がするのです。多分、道民の理解がまずあって動くのかなという気がするのです。 捕獲の実施に当たっては、協議会など鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律による鳥獣 ○残滓処理は各地域の処理能力の判断が必要 プステンスといるのが無理だということはよくわかるのですけれども、残滓処理の2行が非常に怖いのです。大量捕獲に対応すると書いてありますけれども、シカと同じで、残滓が出てきたときに、燃やしにくいですから、本当にコストがかかると思うのです。これは、処理能力があるのかどうかを早急に判断しないと、計算できないと思うのです。各地域の処理能力を判断 被害防止総合対策交付金の事業実施主体が、市町村とその残滓処理について十分に連携するものとします。 していただきたいと思います。 もう一つは、海岸線にヒグマが出るのは完全にトド等の死体管理が不足しているからです。我々の研究では、道東ではそ ういう結果が明らかに出てきています。 だから、残滓処理というのは、シカでも失敗したことが何回もありますので、このチームだけをつくってもいいぐらい 早目に対応しておかないと厳しいのではないかというのが率直な意見です。 ○廃棄物担当部署と緊密な連絡が必要 残滓処理ですが、小さい自治体の処分場というのは、焼却処分ではなく、そのまま投棄するということもあります。 きのう、北広島市のごみ処分場に行ってきたのですけれども、シカの残滓を捨てたらクマが来てしまったというようなことを結構聞きます。美唄でもそういう話を聞きましたし、分張でもそうです。そこのところは、吉田委員がおっしゃるように、きちんと焼却するなりして残滓が荒らされないような形でできる体制を整えていかないと、ヒグマが来るし、カラスが来るし、カモメが来るということで、既にするいことになっています。これは、先ほどのヒグマのところでも関連すると思 うのですけれども、むしろ、廃棄物の担当部署と緊密な連絡を取りながら進めていく必要があると思います。 素案から原案への変更点 5、12 ○有効活用できないか 世界的に需要がなくなりアザラシ猟が衰退したことや、想定される用途がスキーの裏張りなど極小規模であること、この計画は回遊性の回復を目標としており、捕獲頭数の拡大を目指すものではないことなどから、有効活用の検討を行う環境にはな プログログ (2005) 残深と言うのですが、<u>もう少し有効活用ができないのでしょうか。</u>例えば、皮は有効活用できると思うし、多少労力がかかっても脂肪分を分離するとか、パイオ的な燃料のもとにするとか、残滓ということではなくて、少し考え方を変え いものと考えています。 たらどうかなと思いました。 しかしながら、捕獲個体の適正処理の推進に資する観点から、当面は、情報の収集を行ってまいりたいと考えております。 素案から原案への変更点 12 ロシアとの情報共有については、2009 (H21) 年5月プーチン首相の訪日の際に、「日露隣接地域生態系保全協力プログラム」に署名され、我が国の専門家による北方四島への訪問や四島側専門家の受け入れが実施され、日露の研究機関の間の協力が進展してきていますが、鰭脚類における北方四島への訪問は、荒天中止になるなど実現していない状況のため、記載内容を修正 ○ロシアとの情報交換について 広い海域を回遊する動物であれば、関係諸国との連携と情報交換と実際に研究者がお互いの地域に行って生息状況なり繁殖成功率なりを調べていかない限り、根っこのところがわからない限りはどうにもこうにも先に進めないような気がする。これは、生物多様性一般に言えることで、北海道の自然を考えるときに、国際協力あるいは国際情報共有は必須ですので、次の保全計画の議論の中でも国際的な視点をどのように取り入れるのかということに関しては、皆さんからもご意見を頂戴 素案から原案への変更点 2、10 し続けていきたい。 ○管理計画ではなく、一つ前の準備段階の計画にすべき 北海道アザラシ管理計画という段階では2カ年計画となっておりますが、恐らく、これはモニタリングをして、目標どおりの道北の個体群が2分の1にできれば、めでたし、めでたしということになるのかもしれませんけれども、そうではない可能性もあります。先ほど、地域個体群の話も出たように、ほかの地域も管理していかなければいけないのではないかという議論が起こったときには、第2次か第3次か知りませんけれども、そういうものも視野に入れていかなければいけないと 漁業被害が拡大している現状があるので、回遊性回復のための管理計画の推進に当たっては、モニタリングの結果から削減の影響・効果の検証を行い、目標の柔軟な見直しを行う、順応的管理を実施してまいります。 また、次のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(改正法)に基づく管理計画とすることが必要と 考えています。 .016岁。 個体数の削減(数の調整)の実施は、管理計画に位置付けられたものでなければならない。 確認個体数が著しく増加するとともに、生息地の範囲が拡大し、漁業被害が拡大している喫緊の課題に対応するため、 息います。 管理計画に基づく総合的・広域的な対策の実施が必要であるこ 環境省は平成26年5月に「えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画」を策定し、ゼニガタアザラシの管理計画策定を 念頭に置いた法改正も行っているところであり、道がロシアとの共同管理などを国へ要望していくに当たっては、管理計画の策定など必要な措置を講じたうえで行っていく必要があること。

○地域個体群の取扱い
私から皆さんにこういうことも考えていただきたいというポイントを一つ上げたいと思います。それは、地域個体群という考え方です。ロシアから主に冬場に回遊してきます。この集団は非常に捉えにくいというのは事実だと思うのです。その中で、近年、夏も居つく集団が出てきました。それは、稚内周辺、道北、あるいは道東にもあるということです。道東の集団については、絶滅が危惧される地域個体群というところで、保護的な見方をしています。一方、稚内周辺の個体群というのは、地域個体群と定義しようと思えばできる可能性はあるけれども、選業被害が深刻なので、これについては今回の管理計画の刺象として半減を目指し、道東については半減とは考えていないということです。ここの被害がある。なしで地域個体群の扱いがかなり極端に違ってきているというのが今回の計画になっています。生物多様性保全の見方からして、それは果たして妥当なものなのかというところについて皆さんのご意見を伺えたらうれしいです。

道東の「夏期北海道回遊群」については、北海道レッドリスト作成時に、すでにその存在が確認されており、「冬期北海道回遊群」とは異なる行動をとっていることから、地域個体群として位置づけされているものです。一方、「周年定着個体」に ついては、近年確認されてきたものであり、個体群として位置づけが不明確なものであることから、捕獲や追い払いにより回 游性の回復に取り組むものです。